

羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年2月25日(火) 午後1時30分から午後3時00分
2. 開催場所 羽生市役所 3階 302会議室
3. 農業委員 10名

議席番号	氏名	備考	議席番号	氏名	備考
1番	石井康三	(会長代理)	7番	樹森信雄	(会長)
2番	川野辺辰美		8番	澁澤吉明	
3番	野口啓子		9番	奥澤文夫	
5番	増田一幸		10番	渋沢真弘	
6番	漆原利征		11番	増田利夫	

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 地域計画の策定について

5. 農地利用最適化推進委員 14名

6. 農業委員会事務局職員

- 事務局長 岡田隆史
事務局係長 清水信吾
主事 石川諒太 (書記)

7. 会議の概要

議 長	ただ今から、2月定例農業委員会を開会いたします。
(議案第1号)	出席委員は、10名で定足数に達しており総会は成立しております。
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条
	第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと
	思いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	3番 野口啓子委員、4番 増田一幸委員のご兩人にお願いします。
	なお、本委員会への欠席通知はございません。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
	いたします。
それでは、事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。	
事務局	事務局より説明いたします。
1番	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明
	いたします。
	受付番号35号ですが、譲受人は、先月の議案で5条の申請をし、
	自己用住宅敷地として許可を受けました。この許可を受けた住宅敷地
	の隣にわずかな農地があり、ここを取得して自家消費野菜を作付け
	するものです。申請農地は、譲受人が住宅敷地として許可を受けた
	敷地のすぐ隣に位置しております。申請の事由は、自家消費野菜の
	作付けであり、本案件については問題ないと思われます。
	受付番号36号では、譲受人が農業経営拡大を希望していることから、
	売買を行うものです。申請農地は、譲受人の自宅から徒歩数十秒程の
場所にあります。申請の事由は、農業経営拡張であり、本案件に	
ついては問題ないと思われます。	
そのほか、機械、労働力、技術、耕作状況等についても問題がないと	
思われます。以上により、農地法第3条第2項の各号に該当して	
いないことから、許可要件の全てを満たしていると考えます。	
以上で事務局からの説明を終了させていただきます。	
1番	受付番号35号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読
いたします。(議案書朗読)	
過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等	
の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。	
申請地は(詳細に説明)です。	
申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。	
1. 農地取得後は、耕作いたします。	
2. 農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。	
1) 耕作放棄による農地の荒廃 2) 耕作目的以外の用途での使用	
3. 農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、	

	<p>付近の農地等に被害を与えません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
1 1 番	<p>受付番号 3 6 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>1. 農地取得後は、耕作いたします。</p> <p>2. 農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。</p> <p>1) 耕作放棄による農地の荒廃 2) 耕作目的以外の用途での使用</p> <p>3. 農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、付近の農地等に被害を与えません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。</p> <p>ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。</p> <p>（発言なし）</p> <p>特に発言もないようですので採決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は「起立」願います。</p> <p>（起立全員）</p> <p>起立全員でありますので、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、許可することに決定いたします。</p> <p>引き続き、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局より説明いたします。</p> <p>議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてご説明いたします。</p> <p>3 7 号では、進入路を設けるものです。</p> <p>申請人の住宅地で車庫の建築を計画したところ、既存の進入路では、建築基準法上、道路に接続しないため、自己所有の農地の一部を進入路にするため申請を行うものです。</p> <p>農地の区分につきましては、農地の広がり概ね 1 0 ha 未満になる「第 2 種農地」と判断しました。</p> <p>そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
2 番	<p>受付番号 3 7 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読</p>

	<p>いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>通路幅員確保のため申請を行います。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。</p> <p>ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。</p> <p>（発言なし）</p> <p>特に発言もないようですので採決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。</p>
(議案第3号)	<p>引き続き、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局より説明いたします。</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。</p> <p>はじめに訂正事項ございます。お手元に議案書の4ページと5ページの差し替え版があると思います。本日の審議では、こちらをお使いいただきますよう、お願いいたします。</p> <p>具体的な変更点ですが、2点ありまして、まずは4ページの受付番号42番です。譲渡人2人のうち、 さんの申請地が1筆のみとなっていました。ここにもう1筆追加となりました。これに伴い合計面積も変更となります。</p> <p>もう1つの変更点は5ページの受付番号43番です。申請の地籍（面積）が516㎡から「516㎡の内508㎡」へ変更となります。</p> <p>以上2点の変更となりましたので、本日は差し替え版の方で審議をお願いいたします。それでは、議案説明に移ります。</p> <p>38号では、店舗を設けるものです。</p> <p>譲受人は現在、自宅で化粧品販売を行っていますが、評判が良いことから事業拡大を計画しました。また、譲受人の実家や息子が米農家を経営しており、地元産の米で作ったおにぎり店の経営を開始することも計画しました。そこで父や隣接所有者に相談したところ、当該申請</p>

地が使用できることになったため、化粧品店とおにぎり店の店舗の申請を行うものです。
農地の区分についてですが、本申請地は元々、農用地区域、通称「青地」でしたが、令和6年5月2日に農振除外が完了しております。
現在は生産力の高い概ね10ヘクタール以上の集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。
第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が店舗であるため、農地法施行規則第33条第4号に規定する「業務必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の例外に該当するため、許可相当になるものと思われます。
39号では、農地改良による一時転用を行うものです。
申請地は水田ですが、低地で給排水が悪い状況のため、譲受人は田畑転換を考えていました。今般、譲受人が近隣の別の農地で行っていた農地改良工事を見て仕上がりがきれいだったことから、工事を依頼し、本申請を行うものです。
申請農地は、農用地区域（通称：青地）です。原則として不許可相当ではありますが、例外として申請事由が一時転用であるため、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当し、許可相当になるものと思われます。
40号では、自己用住宅を設けるものです。
譲受人は現在、市外のアパートに居住していますが、将来を考え住宅建築を計画したところ、本申請地を見つけたため申請をするものです。
農地の区分については、生産力の高い概ね10ヘクタール以上の集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。
第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が住宅敷であるため、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅で集落に接続して設置されるもの」として、例外に該当し、敷地面積も500㎡を超えないものであり、許可相当になるものと思われます。
41号では、太陽光発電施設を設けるものです。
譲受人は都内で再生可能エネルギー事業を展開する法人です。
申請地は近隣に高度のある建物はなく、また十分な広さがあり、セットバックが十分に取れ、周辺農地への影響がないこと等の理由から申請を行うものです。
農地の区分については、住宅等が連担している区域に近接する農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満である「第2種農地」と判断しました。
42号では、太陽光発電施設を設けるものです。
譲受人は都内で再生可能エネルギー事業を展開する法人です。
申請地は近隣に高度のある建物はなく、また十分な広さがあり、セットバックが十分に取れ、周辺農地への影響がないこと等の理由から申請を行うものです。

	<p>農地の区分については、住宅等が連担している区域に近接する農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満である「第2種農地」と判断しました。</p> <p>43号では、駐車場を設けるものです。</p> <p>譲受人は市内で自動車修理業や中古大型貨物車等の販売を行っています。今般、中古車販売事業拡大に伴い既存の展示スペースが手狭になったため、本申請を行うものです。</p> <p>農地の区分についてですが、本申地は元々、農用地区域、通称「青地」でしたが、令和7年1月30日に農振除外が完了しております。現在は生産力の高い概ね10ヘクタール以上の集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。</p> <p>第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が駐車場敷であるため、農地法施行規則第33条第4号に規定する「業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の例外に該当するため、許可相当になるものと思われま。</p> <p>44号では、自己用住宅を設けるものです。</p> <p>譲受人は現在、市外のアパートに居住していますが、将来を考え、勤務地に近い羽生市で住宅建築を計画したところ、本申請地を見つけたため申請をするものです。</p> <p>農地の区分については、東武伊勢崎線南羽生駅から1km以内に位置する「第2種農地」と判断しました。</p> <p>45号では、太陽光発電施設を設けるものです。</p> <p>譲受人は都内で再生可能エネルギー事業を展開する法人です。</p> <p>申請地は近隣に高度のある建物はなく、また十分な広さがあり、セットバックが十分に取れ、周辺農地への影響がないこと等の理由から申請を行うものです。</p> <p>農地の区分については、住宅等が連担している区域に近接する農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満である「第2種農地」と判断しました。</p> <p>そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
3番	<p>受付番号38号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>自宅で販売していた化粧品の評判がよく、化粧品に関する問い合わせや試用体験の要望が増えてきたため、独立した広さのある店舗が必要になりました。また、父母や息子が米農家を経営しており、地元の米のおいしさを分かっているため、それを一番感じる、おにぎり屋を</p>

	<p>経営したいと常々思っており、今回の計画を立てました。自己所有の土地がなく、父に相談したところ、土地が見つかり、今回の申請するものです。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
2番	<p>受付番号39号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>農地改良による誓約書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>この度、農地改良工事のために一時転用致しますが、指導条件を遵守するとともに、万が一被害等が発生した場合には当社が責任をもって補償、解決し、一切迷惑をかけないこと、工事完了後は農地を現況復旧することを誓約します。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
8番	<p>受付番号40号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、市外の賃貸住宅に妻と暮らしておりますが、将来を考え専用住宅の建設を決めました。妻の実家近辺での市街化区域で駐車スペース3台が確保できる土地を探しましたが見つからず、市街化調整区域に広げたところ見つけ申請を行うものです。駅や小学校も近くにあり、将来何かと便利なところと考えております。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
5番	<p>受付番号41号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>近隣に高度のある建物はなく、また十分な広さがあり、セットバックが十分にとれるため、周辺農地に影響がなく、日照量、風強度等を総合的に勘案し当該土地を選定しました。</p> <p>次に誓約書を朗読いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 太陽光発電設備の維持管理を徹底し、近隣住民に迷惑をかけません。 2. 設置後の土地の維持管理を徹底します。 3. 諸問題が発生した場合は、当方で責任をもって対処します。 4. フェンス設置等を行い、安全確保に努めます。

	5.その他、行政から指導があった際は速やかに従います。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
10番	受付番号42号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読
	いたします。(議案書朗読)
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は(詳細に説明)です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	近隣に高度のある建物はなく、また十分な広さがあり、セットバックが十分にとれるため、周辺農地に影響がなく、日照量、風強度等を総合的に勘案し当該土地を選定しました。
	次に誓約書を朗読いたします。
	1.太陽光発電設備の維持管理を徹底し、近隣住民に迷惑をかけません。
	2.設置後の土地の維持管理を徹底します。
	3.諸問題が発生した場合は、当方で責任をもって対処します。
	4.フェンス設置等を行い、安全確保に努めます。
	5.その他、行政から指導があった際は速やかに従います。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
11番	受付番号43号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読
	いたします。(議案書朗読)
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は(詳細に説明)です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	当社は市内で自動車修理及び中古大型貨物自動車、ミキサ一車等の展示販売を業としています。現在使用している展示場が手狭になったため、申請に至りました。他の土地も検討しましたが現在使用している土地の隣であるため、この土地に決めました。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
6番	受付番号44号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読
	いたします。(議案書朗読)
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は(詳細に説明)です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	現在、市外の賃貸住宅に暮らしておりますが、将来を考え会社に近い場所に専用住宅の建設を決めました。羽生市に近い親戚が住んでいるので、その近辺の市街化区域で土地を探しましたが見つからず、市街化調整区域に広げたところ見つかり申請を行うものです。近辺に商業施設も多く、幹線道路に近接しており、車通勤に大変便利なところと考えております。

	以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
9 番	受付番号 45 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	近隣に高度のある建物はなく、また十分な広さがあり、セットバックが十分にとれるため、周辺農地に影響がなく、日照量、風強度等を総合的に勘案し当該土地を選定しました。
	次に誓約書を朗読いたします。
	1. 太陽光発電設備の維持管理を徹底し、近隣住民に迷惑をかけません。
	2. 設置後の土地の維持管理を徹底します。
	3. 諸問題が発生した場合は、当方で責任をもって対処します。
	4. フェンス設置等を行い、安全確保に努めます。
	5. その他、行政から指導があった際は速やかに従います。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
議 長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。
	ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。
	（発言なし）
	特に発言もないようですので、採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。
	（挙手全員）
	挙手全員でありますので、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。
(議案第 4 号)	引き続き、議案第 4 号 地域計画の策定についてを議題といたします。
	当該、地域計画の策定については、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定に基づき、羽生市長から意見を求められています。
	それでは事務局である農政課からの説明をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第 4 号 地域計画の策定についてご説明いたします。
	地域計画とは、令和 5 年 4 月に改正された農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者等を中心とした地域の話し合いにより目指すべき農地利用の姿を明確化するために策定する計画です。
	本年度は、昨年策定された「尾崎（基盤整備実施）地区」を除く 13 地区において、地域計画策定に向けた取組を進めてまいりました。
	7 月・11 月に開催した協議の場では、農業委員・農地利用最適化推進委員の皆様の積極的なご参加により、活発な意見交換・協議ができたこと、大変感謝申し上げます。

	<p>お手元にお配りした地域計画（案）は、今年度開催した協議の場にご参加いただいた方から回収したアンケートの結果と協議の場での意見を反映しています。</p> <p>また、計画と一緒にしている地図（目標地図）は、地域計画への掲載を希望した方の農地台帳上把握できる営農地と営農計画書に記載されている作業受委託契約が結ばれている農地を反映しています。</p> <p>ただし、「基盤整備事業を実施した」または「実施する」地区においては、事業の都合上、掲載希望の有無に関係なく地域計画及び目標地図に耕作者を位置づけています。</p> <p>さて、この地域計画につきましては、農業経営基盤強化促進法の第19条第6項の規定により、「地域計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ農業委員会の意見を聴くこと」とされています。よって、本案は、今年度策定予定の13地区の地域計画（案）並びに昨年度策定した地域計画の変更（案）について、農業委員会の意見をいただくため、審議をお願いするものです。</p> <p>本日の農業委員会における審議後、その他関係機関からの問題点の指摘がなければ、地域計画（案）の公告縦覧を2週間行い、地域計画策定となります。主な確認事項としては、協議の結果を踏まえた内容になっているか、目標地図の素案を踏まえた内容になっているかです。</p> <p>この地域計画についてですが、「策定したら終わり」ではありません。年に一回以上は、協議の場を設け、地域農業の現況把握・共有と併せて、この計画と目標地図の見直しを行っていきます。また、地区内で大規模な開発行為が行われる場合には、その地区の皆様にお集まりいただき、営農環境等に支障を及ぼす恐れがないかの確認と協議を行っていただくこともあります。</p> <p>以上が、地域計画の策定及び変更についての説明になります。</p>
議長	<p>以上で、事務局からの説明が終わりました。</p> <p>それではただいまの説明に対し、ご質疑ご発言を願います。</p> <p>（発言なし）</p> <p>特に発言もないようですので、採決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第4号 地域計画の策定については原案のとおり、承認することに賛成の委員は「挙手」願います。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、議案第4号 地域計画の策定については、承認することに決定いたします。</p> <p>以上で、本日の議事は全て終了いたしました。</p> <p>続いて、事務局より諸報告等がありますので、お聞き取り願います。</p>
事務局	<p>報告事項1 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の確認についてでございますが、こちらは、市街化区域内農地の権利の移転</p>

	が伴う転用を行う場合に届出を行うものです。
	住宅敷4件でございました。
	報告事項2 農地法第18条第6項の規定による通知についてで
	ございますが、これは農地法及び利用権設定（等促進事業）に係る
	合意の解約となります。8件ございました。
	報告事項3 農地法の規定による許可一覧についてでございますが
	これは県許可のありました12月分と1月分でございます。
	5条が7件ございました。
	報告は、以上です。続きまして、諸連絡です。
	一部の委員さんに、資料を配布してありますのは去る2月13日、
	パストラル加須で行われた北埼玉地区農業委員会協議会の研修会で
	配布された資料になります。こちらは欠席された委員さんに、当日
	配布された資料をお渡しします。
	今月の相談会の担当委員は、増田利夫委員、今成推進委員となります。
	日程は1月30日木曜日の午後1時30分となっております。なお、
	当日の都合がつかない場合は事務局まで連絡をお願いいたします。
	来月3月の定例農業委員会の日程でございますが、3月25日火曜日
	午後1時30分を予定させていただきます。会議室は、301会議室を
	予定しておりますので、日程調整のほどよろしくお願いいたします。
議長	以上で、本日の全日程を終了いたしました。
	これにて、閉会といたします。
<p>上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、 ここに署名する。</p> <p>令和7年2月25日</p> <p style="text-align: right;">会 長 _____ 署名委員 _____ 署名委員 _____</p>	